

# ガソリンスタンドで

## ガソリンを容器で購入するお客様へ

令和元年7月に発生した京都府京都市伏見区の爆発火災を受け、同様の事案発生を抑止するため、消防法(危険物の規則に関する規則)の一部が改正され、令和2年2月1日からガソリンスタンドからガソリンを容器に詰め替え購入する際は、下記のとおり本人確認等が必要となりましたのでお知らせいたします。



- ① 運転免許証等によるお客様の本人確認
- ② 使用目的の確認について

お客様には、大変ご不便をおかけしますが、危険物を使用しての放火や危険な事故にならないよう安全対策を進めてまいりますので、どうぞご理解ください。



※セルフスタンドにおいて、お客様自らガソリンを購入することはできません！



～危険物の取り扱いについては裏面へ～

# ～ガソリンの危険性～

ガソリンの引火点(着火する最低温度)は-40℃程度！

小さな火でも爆発的に燃え上がるなど、極めて引火しやすい物質です！

静電気による着火危険性が高い物質です！

ガソリンは、電気の不良導体であるため、流動等の際に発生した静電気が蓄積しやすい！

ガソリンの蒸気は、空気より重く滞留しやすい！

可燃性の蒸気が広範囲に形成されやすいため、離れたところにある思わぬ火源(ライター等の裸火、静電気、衝撃の火花等)によって引火する危険性があります！

## ～ガソリンを入れる容器は決められています～

保管容器の例



ガソリンの保管に適した容器

(金属製容器)



基準適合表示の例

(消防法令に基く試験に合格

したものに表示)



☆ガソリンを入れる容器は、消防法令で強度や材質等が決められています。

☆灯油用ポリエチレン缶での保管は危険ですので絶対に入れないで下さい。



問い合わせ

福島市消防本部 予防課

〒960-8001 福島市天神町1-4番25号

TEL 024-534-9103 FAX 024-535-0119